

第12次埼玉県交通安全計画の変更点について

目次

第2部 講じようとする施策

第2章 交通安全思想の普及徹底

・変更前

6	その他の交通安全に関する普及啓発活動の推進	44
(1)	シートベルト及びチャイルドシートの着用等の徹底	44
(2)	飲酒運転の根絶	44
(2)	「ながらスマホ」対策の推進	45

・変更後

6	その他の交通安全に関する普及啓発活動の推進	44
(1)	シートベルト及びチャイルドシートの着用等の徹底	44
(2)	飲酒運転の根絶	44
(3 2)	「ながらスマホ」対策の推進	45

第2部 講じようとする施策

第2章 交通安全思想の普及徹底

3 自転車の安全利用の推進

(2) 自転車運転者講習制度の適切な運用 (P. 41)

・変更前

自転車運転者講習制度を適切に運用し、自転車利用者のルールに対する遵法意識を醸成します。

・変更後

自転車運転者講習制度を適切に運用し、自転車利用者の~~ルールに~~対する遵法意識を醸成します。

4 歩行者優先と正しい横断の徹底 (P. 43)

・変更前

さらに、運転者に対してハンドサイン等、横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。

・変更後

さらに、運転者に対してハンドサイン等、横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。

6 その他の交通安全に関する普及啓発活動の推進

(3) 「ながらスマホ」対策の推進 (P. 45)

・変更前

また、シミュレーター等を用いた「ながらスマホ」の体験等を通じた、その危険性を実感できる交通安全教育や携帯電話事業者等、関係企業と連携した具体的な危険性の周知を含めた交通安全キャンペーンを実施します。

さらに、据置き型のスマートフォンを注視することの危険性に関する周知を図ります。

令和6年11月に施行された、自転車の「ながらスマホ」の罰則強化に関する広報啓発を推進するほか、交通事故防止のための基本的な交通ルールを理解等を徹底する取組を推進します。

・変更後

また、シミュレーター等を用いた「ながらスマホ」の体験等を通じた、その危険性を実感できる交通安全教育や携帯電話事業者等、関係企業と連携した具体的な危険性の周知を含めた交通安全キャンペーンを実施します。するとともに、~~さらに、~~据置き型のスマートフォンを注視することの危険性に関する周知を図ります。

~~さらに、~~令和6年11月に施行された、自転車の「ながらスマホ」の罰則強化に関する広報啓発を推進するほか、交通事故防止のための基本的な交通ルールの理解等を徹底する取組を推進します。